

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		マンションの除却の必要性に係る認定
根拠条例・規則等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律
条 項		第 1 6 3 条 の 5 6 第 2 項
所 管 部 課		建設局 建築行政部 住宅政策課（電話：048-829-1518）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	審査基準は、法第 1 6 3 条 の 5 6 の定めによる。
	設定等年月日	平成 26 年 12 月 24 日設定 令和 8 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	未設定（申請物件ごとに規模や構造等が違うため標準処理期間を設定することは困難）
	設定等年月日	平成 26 年 12 月 24 日設定
備 考		